

奈良県告示第百二十四号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、次のとおり歳入の収納の事務を委託したので、同条第二項の規定により告示する。

平成二十六年六月二十七日

奈良県知事 荒井正吾

一 収納を委託した歳入

県営住宅の使用料のうち、県営住宅を退去した者が滞納している使用料

二 受託者の名称及び所在地

名称 やすらぎ法律事務所 弁護士 臯月宏彰

所在地 奈良市高天市町一一番地 高天飯田ビル六階

三 委託事務の取扱期間

平成二十六年五月一日から平成二十七年三月三十一日まで